

姫島村特定事業主行動計画

I 総論

1 目的

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づき、姫島村役場職員及び姫島村教育委員会職員（小中学校の教職員など地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員を含む。）が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的且つ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。

2 計画期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、姫島村役場及び姫島村教育委員会の管理職員を構成員とした「行動計画推進委員会」を設置する。
- ② 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する情報提供等を実施する。
- ③ 啓発資料の作成・配布等により行動計画の内容を周知する。
- ④ 本計画の実施状況については、各年度ごとに行動計画推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対応の実施や計画の見直しを図る。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

（1）妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知を図る。（実施時期；令和7年度から）
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知を図る。（実施時期；令和7年度から）
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、必要に応じて業務分担の見直しを行う。（実施時期；令和7年度から）
- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、超過勤務を原則として命じないこととする。（実施時期；令和7年度から）

（2）子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

- ① 子どもの出生時における父親の特別休暇の取得を促進する。（実施時期；令和7年度から）

- ② 必要に応じ子どもの出生時における父親の年次有給休暇の取得を促進する。(実施時期；令和7年度から)

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する資料を各課等に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知する。(実施時期；令和7年度から)
- ② 妊娠を申し出た職員に対し個別に育児休業等の制度・手続きについて説明を行う。(実施時期；令和7年度から)

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業の取得の申出があった場合、必要に応じて事例毎に当該部署において業務分担の見直しを行う。(実施時期；令和7年度から)

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 復職時におけるOJT研修等を実施する。

- 上記の取り組みにより、男性職員の育児休業取得者数が年間1人以上となるよう努める。(目標達成年度；令和11年度)

(4) 超過勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務の制限の制度の周知

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び超過勤務を制限する制度について周知を図る。(実施時期；令和7年度から)

イ 一斉定時退庁日等の実施

- ① 定時退庁日を設定し、館内放送等による注意喚起を図るとともに、管理職員による定時退庁の率先垂範を行う。(実施時期；令和7年度から)
- ② 定時退庁ができない職員が多い部署を把握し、管理職員への指導の徹底を図る。(実施時期；令和7年度から)

ウ 事務の簡素合理化の推進

- ① 各職員に業務処理計画表を作成させ、効率的な事務遂行を図る。(実施時期；令和7年度から)
- ② 新たに行事等を実施する場合には、職員の業務分担を十分検討の上実施し、併せて既存の業務等との関係を整理し、代替的に廃止できるものは廃止する。(実施時期；令和7年度から)

- ③ 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。(実施時期；令和7年度から)

エ 超過勤務の縮減のための意識啓発等

- ① 超過勤務の上限の目安時間(年間360時間)の設定等を内容とする超過勤務縮減のための指針を策定する。(実施時期；令和7年度から)
- ② 各課ごとの超過勤務の状況を把握できるようにし、超過勤務の多い職場の管理職からのヒアリングを行った上で注意喚起を行う。(実施時期；令和7年度から)
- ③ 人事担当課において、各課ごとの超過勤務の状況及び超過勤務の特に多い職員の状況を把握して管理職員に報告し、管理職員の超過勤務縮減に対する認識の徹底を図る。(実施時期；令和7年度から)

- 上記の取り組みにより、各職員の1年間の超過勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間の達成に努める。(目標達成年度；令和11年度)

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次有給休暇の取得の促進

- ① 職員が年間の年次有給休暇取得目標日数(5日以上)を設定し、その確実な実行を図る。(実施時期；令和7年度から)
- ② 管理者に対して、部下の年次有給休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次有給休暇の取得を指導させる。(実施時期；令和7年度から)
- ③ 人事担当課による取得状況の確認を行い、取得率が低い部署の管理職からヒアリングを行った上で注意喚起を行う。(実施時期；令和7年度から)
- ④ 各部署において、おおむね四半期毎に休暇計画表を作成し、計画的な年次休暇の取得促進を図る。(実施時期；令和7年度から)
- ⑤ 職員が安心して年次有給休暇の取得ができるよう、事務の相互応援体制を整備する。(実施時期；令和7年度から)
- ⑥ 子どもの予防接種実施日や授業参観日における年次有給休暇の取得促進を図る。(実施時期；令和7年度から)

イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 国民の祝日や夏期休暇と合わせた年次有給休暇の取得促進を図る。(実施時期；令和7年度から)
- ② ゴールデンウィークやお盆期間における公式会議等の自粛を行う。(実施時期；令和7年度から)

- 上記の取り組みにより、職員1人あたりの年次有給休暇の取得を対前年度比で10%増加させる。(目標達成年度；令和11年度)
 - (6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取り組み
 - ① 職員に対して、固定的な性別役割分担の是正やセクシャルハラスメント防止等についての啓発を行う。(実施時期；令和7年度から)
 - (7) 母子家庭の母等の雇入れの促進等
 - ① 母子家庭の母等の公共施設における雇入れの促進等を図る。(実施時期；令和7年度から)
- 2 その他の次世代育成支援対策に関する事項
- (1) 子育てバリアフリー
 - ① 子どもを連れた人が気兼ねなく来庁できるよう、親切的な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。(実施時期；令和7年度から)
 - (2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動
 - ア 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援
 - ① 交通事故予防について、綱紀肅正通知による呼びかけを実施する。(実施時期；令和7年度から)
 - イ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備
 - ① 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域や学校の行う防犯活動や少年非行防止活動等への職員の積極的な参加を支援する。(実施時期；令和7年度から)
 - (3) 子どもとふれあう機会の充実
 - ① 運動会等のレクリエーション活動の実施に当たっては、子どもを含めた家族全員が参加できるよう配慮する。(実施時期；令和7年度から)

※県費負担教職員については、「学校職員の休日休暇及び勤務時間等に関する条例」及びその施行規則等によるものとする。